

## 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会会議運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会規約第10条第3項の規定により佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会の会議(以下「会議」という)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書きの規定により会議を非公開とする場合には、あらかじめ会長が会議に諮り出席委員の半数以上の同意を得て、決するものとする。

### (議事の進行)

第3条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、会長の判断により表決を採り会長及び副会長を含めた出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

### (会議録の調製)

第4条 会長は、会議事項及び出席委員等必要な事項を記載した会議録を調製するものとする。

2 前項の規定により作成した会議録は、公開するものとする。

### (傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が会議に諮り別に定める。

### (規律)

第6条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布する時は、会長の許可を得なければならない。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

### 附 則

この規程は、平成15年12月22日から施行する。